住家被害認定調査票の作成について

- 1. 運用指針の調査・判定方法に則った調査票とする。
- 2. 各部位における損傷程度ごとの損傷面積率等を6区分(~10%、 ~20%、~40%、~60%、~80%、~100%) のいずれかとして把 握し、足し算のみで各部位の損害割合を把握できる調査票とする。

(地震:木造・プレハブ 第2次)

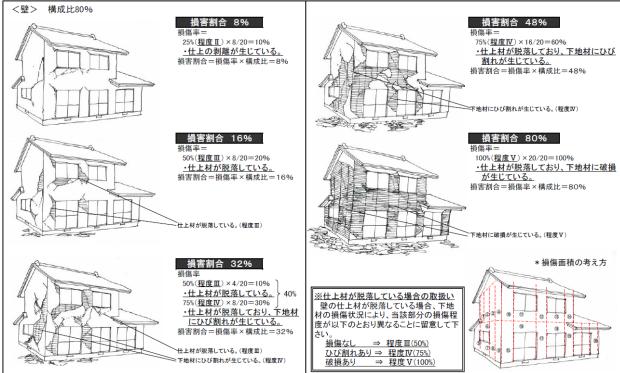
		面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
	外	無被害	0	0	0	0	0	0	
	外 壁	程度I	0	0	0	1	1	1	
8		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
	10	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
	%	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度V	1	2	4	6	8	10	

3. 地震:木造・プレハブ(第1次)の調査票については、あらか じめ、損傷程度と損傷面積率から損傷率を計算した被災住家のイ メージ図等の資料を参考にして、各部位(壁、屋根、基礎)の損 **害割合を把握する方法**による調査票も選択できるものとする。

8 壁	損害割合	8	16	32	48	80
-----	------	---	----	----	----	----

(参考資料案)

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図 構成比80% 損害割合 8% 損害割合 48% 損傷率= 损傷率=



- 4. 被災住家全体(外部から撮影できる全ての面)の写真を撮影しておくこととする。
- 5. 2回目以降の調査に備え、判定した住家の範囲がどこまでかを 配置図上に記録しておくこととする。
- 6. 地震(第2次)の調査票については、被災者への説明に備え、 各部位の損傷状況を平面図上に記録しておくこととする。
- 7. 次の2つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、 必要に応じて調査票の様式を修正することができることとする。
 - ・運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
 - ・調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。 【調査票において記録する項目】
 - ①所在地
 - ②住家の被害の程度
 - ③判定した住家の範囲(建物のうち居住の用に供されていると 推定される部分)
 - 4 外観による判定結果
 - ⑤住家の傾斜
 - ⑥床上浸水の有無(水害の場合のみ)
 - (7)屋根等の損傷の有無(風害の場合のみ)
 - ⑧各部位の損傷(i~ivのいずれか)
 - i. 各部位の損傷状況 (図面、写真等で記録)
 - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
 - 9住家の損害割合